

公立大学法人沖縄県立芸術大学職員再雇用規程

令和3年4月1日

冲芸大規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則(令和3年冲芸大規則第4号。以下「就業規則」という。)第21条の規定に基づき、職員の再雇用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(再雇用の対象者)

第2条 法人は、定年退職者等(就業規則第20条第1項の規定により退職した者又は公立大学法人沖縄県立芸術大学再雇用職員就業規則(以下「再雇用職員就業規則」という。)第2条第3項各号に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずる者をいう)を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、常時勤務を要する職(以下「再雇用フルタイム勤務職員」という。)又は短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、就業規則第2条第1項に規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。(以下「再雇用短時間勤務職員」という。))に雇用することができる。

(採用)

第3条 再雇用職員は、希望者(以下「再雇用希望者」という。)を対象とし採用する。ただし、当該職員が、勤務実績が不良で引き続き職員としての職責を果たしえないこと等、就業規則第22条第1項及び第2項に規定する事由に該当する場合は採用しないことができる。

(再雇用手続)

第4条 再雇用希望者は、別に定める日までに申請書類を法人へ提出しなければならない。

- 2 法人は、申請書類を受理した後、面談等により再雇用希望者の勤務成績、実務能力、本人の意欲及び健康状態を把握し、採用の可否を総合的に判断する。
- 3 前項の採用の可否は、退職の2ヶ月前までに再雇用希望者へ通知する。
- 4 前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から定年退職日までの間に再雇用希望者が前条に規定する事由に該当するものと法人が認めた場合、法人は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望者を再雇用しないことができる。

(雇用期間)

第5条 再雇用職員の雇用期間は、再雇用職員就業規則第6条による。

- 2 再雇用職員には試用期間を設けないものとする。

(業務)

第6条 再雇用職員の業務は、本人の経験、能力、技能等を勘案し、個別に定める。

(契約更新の手続)

第7条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第6条の規定による雇用期間の更新を希望する

場合は、別に定める日までに更新申請書類を法人へ提出しなければならない。

- 2 法人は、更新申請書類を受理した後、面談等により、再雇用職員の勤務成績、実務能力、本人の意欲及び健康状態を把握し、更新の可否を総合的に判断する。
- 3 前項の更新の可否は、契約の終期の1ヶ月前までに再雇用職員へ通知する。
- 4 前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から契約の終期までの間に再雇用職員が第3条に規定する事由に該当するものと法人が認めた場合の取扱いは、第4条第4項に準じる。

(退職)

第8条 再雇用職員の退職は、再雇用職員就業規則第8条による。

(勤務時間、休暇、休職等)

第9条 再雇用職員の勤務時間、休日、休暇等は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程による。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、職員の再雇用の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和3年4月1日理事長決裁)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規定の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。
- 3 特別の事情によりこの規定の規定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。